



# 白老町都市計画 マスタープラン

**(概要版)**

# 1 目的と位置付け

---

### ■ 都市計画マスタープランとは

都市の将来像を明確にし、土地利用・都市施設・市街地開発など、都市計画を定める際の基本的な方針を定めたもの

### ■ 背景と目的

人口減少社会への突入を背景とし、人口増加を前提とした都市の拡大から、既存の都市環境の改善等に重きを置き、「持続可能な都市の実現」を図ることを目的とする。

### ■ 目標年次

2012年(平成24)を初年度として12年後の2023年(平成35)を計画終期に設定する。※前回計画と通算して20年計画とする



# 2 まちづくりの理念と目標

---

### ■ まちの概要

都市マス策定の前提となる、都市の構造特性と動向分析は次のとおり

#### ① 人口動向

2010年 19,376人 → 2023年 16,300人

#### ② 産業構造

道央ベルト工業地帯の一翼を担い、食品産業、農畜産業、水産業、木材業、窯業、骨材採取業などを有する多様な産業構造のまちとして発展

#### ③ 土地利用

JR駅周辺に6つの市街地が形成、既成市街地の北側には温泉分譲地が形成され小規模な住宅地が散在。道央自動車道の北側は農地、国道沿線は商業地、白老港背後地は工業団地が配置され、西方には製紙工場が立地

## Ⅱ 全体構想

### ■ まちづくりの課題

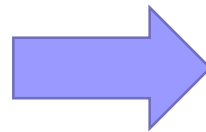
まちの現況とまちを取り巻く環境を整理し、次のとおりまちづくりの課題を洗い出す。

#### ① まちの現況

- ・恵まれた自然環境
- ・高い整備水準にある基礎的都市基盤

#### ② まちを取り巻く状況

- ・人口減少と少子高齢化の進展
- ・価値観やライフスタイルの多様化
- ・地球環境問題の深刻化
- ・都市の移り変わり
- ・拡散型の都市構造の問題
- ・高まる大規模自然災害の発生の危険性



◎ 社会・経済の変化に対応し、土地利用規制や施設整備の考え方の見直しが必要となってきている

◎ 限られた財源をより有効に活用しながら、都市づくりの施策を効果的に進めていく必要がある

## Ⅱ 全体構想

### ■ まちづくりの理念

まちの現況と課題を踏まえ、今後重視すべきまちづくりの観点は次のとおり

- ① 環境にやさしいまちづくり
- ② 快適に暮らせるまちづくり
- ③ 安全で安心して暮らせるまちづくり
- ④ 活力あふれるまちづくり

上記4つの観点から、これからのまちづくりの理念を次のとおり定める。

「持続可能な人とコミュニティ  
のつながるまちづくり」

## Ⅱ 全体構想

### ■ まちづくりの目標

まちづくりの理念のもと、次の9つの項目をまちの目標として定める

- ① 地域コミュニティが豊かなまちづくり
- ② 安全で安心な暮らしを支えるまちづくり
- ③ まちの活力を高める多様な産業を守り育てるまちづくり
- ④ 白老のまちの既存資源を活かすまちづくり
- ⑤ 歴史・文化とふれあう潤いあるまちづくり
- ⑥ 環境と共生し人と自然にやさしいまちづくり
- ⑦ 環境への負荷が少ないまちづくり
- ⑧ 将来にわたって持続するまちづくり
- ⑨ 地域と暮らしを支える交通システムを構築するまちづくり

### 3 部門別の取り組みの方針

#### ■ 将来の都市構造

都市構造とは計画的な都市づくりを行うため、交通軸と都市拠点などを要素に都市のかたちを表したもので、本町における将来の都市構造の考え方は次のとおり

- ① 少子高齢化や厳しい社会経済情勢の変化に柔軟に対応できること
- ② 人・物・情報などが移動できる交通軸の維持・発達
- ③ 地域資源や地域特性を活用した各分野の都市拠点の整備促進
- ④ 住みよい生活圏の形成とまちの魅力と活力の向上

上記の考えを前提として、以下の都市づくりを目指す。

適切な規模にまとまったまちづくりを進め、「持続可能な人とコミュニケーションのつながりを重視した都市づくり」を目指す



### ■ 土地利用の方針

#### (1) 土地利用の基本方針

町民活動や産業活動の共通の基盤となる土地利用の基本的な方向性は次のとおり

##### ① 環境との共生を目指した土地利用

自然環境との共生、環境負荷が少なく効率的な都市構造への転換等

##### ② 安全・安心を重視した土地利用

災害に強いまちづくりの推進、防犯に配慮した土地利用

##### ③ 快適な暮らしを支える土地利用

地域特性を活かした土地利用、様々な暮らしができるまちづくり等

##### ④ まちの活力を生み出す土地利用

交通アクセスの優位性等の利活用、中心部への都市機能等の集積と活性化等

### ■ 土地利用の方針

#### (2) 利用区分ごとの土地利用の基本方針

土地の利用区分ごとの土地利用の基本的な方向性は次のとおり

① 農用地

農地の確保と保全の推進、多面的な機能発揮への配慮等

② 森林

林業の持続的かつ健全な発展、公益的諸機能の総合的発揮等

③ 水面・河川

水面・河川の適切な管理と整備、潤いと親しみのある水辺環境づくり等

④ 道路

安全性・快適性の向上、公共交通ネットワークの形成等の推進等

⑤ 宅地

住宅の防火性向上、中心市街地の活力向上、企業立地の推進等

⑥ その他

質の高い港湾環境整備の推進、海岸保全施設等の整備推進等

### ■ 都市施設の方針

#### (3) 交通体系の方針

環境負荷の少ない公共交通の活動基盤となる交通体系の基本的な方向性は次のとおり

##### ① 道路

快適で利便性の高い交通ネットワーク形成、地域生活に密着した町道整備の推進等

##### ② 公共交通

元気号の適切な運行、デマンド型バスの導入検討、利用者ニーズにあった公共交通サービスの提供等

### ■ 都市施設の方針

#### (4) 港湾の整備方針

港や海に親しむための賑わいと潤いのある空間形成につながる港湾整備の基本的な方向性は次のとおり

##### ① 港湾施設整備

第3商港区の整備推進、港湾の静穏度の向上等

##### ② 交通機能の充実

臨港道路の整備促進

##### ③ 多様な機能が調和する港湾整備

港の機能の多様化、海洋レクリエーションの場としての活用等

##### ④ 港湾関連用地の充実

港湾背後地の工業及び流通業務地区としての活用促進等

### ■ 都市施設の方針

#### (5) 公園・緑地の整備方針

誰もが身近に利用できる憩いの場や災害時の一時避難場所となる公園・緑地整備の基本的な方向性は次のとおり

##### ① 公園・緑地の保全と整備

町民の憩いの場と潤いある生活空間の創出、公園施設等の適切な維持管理など

##### ② 参加と協働による緑化の推進

花と緑あふれる美しいまちなみの形成、地域と連携した緑化活動の促進等

### ■ 都市施設の方針

#### (6) 河川の整備方針

自然環境を活かした潤いの場や治水機能など、多くの役割を担う河川整備の基本的な方向性は次のとおり

① **安全な町民生活を支える治水機能の強化**

治水対策の推進と維持管理の強化、二級河川の継続整備等

② **親水公園の保全と整備**

潤いのある水辺環境の保全、再生

③ **生物生息空間の保全**

河畔琳等の保全、魚道の整備等による生物生息空間の保全

④ **計画的な河川環境の整備**

二級河川に係る河川環境管理基本計画等の策定協力

⑤ **河川に求められる利水機能の充実**

既存水利権の尊重、水質保全、上水道用水源の確保

### ■ 都市施設の方針

#### (7) 処理供給施設の整備方針

町民生活や地域産業を支える重要なライフラインとして安全安心な処理供給を担う施設整備の基本的な方向性は次のとおり

##### ① 安全で安心な水道給水の充実

安全でおいしい水道水の安定供給、浄水施設や配水管等の更新・改修、維持管理、災害に強い施設整備等

##### ② 安全で快適な町民生活を支える処理施設

計画的な下水道事業等の推進、ゴミ処理体制の充実、し尿処理施設の改築検討等

### ■ 都市施設の方針

#### (8) 住宅・住環境の整備方針

誰もが安全・安心で快適に暮らせる住宅・住環境整備の基本的な方向性は次のとおり

##### ① 良質な住宅ストックの形成と有効活用

住宅性能や安全性を確保するための指導や支援、情報提供、耐震性向上、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン推進等

##### ② 公営住宅等の整備

住宅マスタープラン、公営住宅ストック、公営住宅等長寿命化計画等に基づく適切な維持管理、計画的な整備推進

##### ③ 土地利用の推進と住環境整備

快適に暮らせる住環境づくりの推進、地域特性を踏まえた土地利用の推進



### ■ 都市施設の方針

#### (9) その他の公共施設の整備方針

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等整備の基本的な方向性は次のとおり

##### ① 適正な配置計画と施設整備

中学校の統廃合及び小学校の適正配置の推進、保育園の民営化や統廃合、校舎や屋内運動場の改修、耐震化や防災機能の充実、食育防災センターの建設等

##### ② 誰もが生活しやすい環境整備

各種介護サービス・施設等の充実、町立病院の経営安定化、病院改築構想の検討、その他の公共施設等の維持管理、バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進等

## ■ 都市環境の方針

## Ⅱ 全体構想

### (10) 環境共生の方針

環境への負荷を最小限とするための環境保全等に向けた基本的な方向性は次のとおり

① 計画的な環境行政の推進

総合的、計画的な環境行政の推進

② 公害の監視・指導

環境測定による公害の監視及び事業者の指導

③ 自然環境の保全

自然環境の保全と共生への理解促進

④ 資源循環型社会の形成

ごみの減量化や資源化、正しい分別、廃棄物の適正処理

⑤ 省エネルギー対策の推進

公共施設等におけるエネルギー消費抑制、省エネ対策の推進

⑥ 再生可能エネルギーの活用促進

自然の力による地球にやさしいエネルギーの活用促進

## ■ 都市環境の方針

## Ⅱ 全体構想

### (11) 景観形成の方針

都市の魅力向上と快適な住環境づくりのための景観形成に資する基本的な方向性は次のとおり

#### ① 地域の連携による良好な景観の保全

良好な景観の保全や衛生に配慮したまちづくりの推進、公衆衛生の確保やモラル・マナーの向上の推進

#### ② 特色ある景観の形成

自然とまちなみが調和した景観の保全・創出の推進、廃屋や景観阻害要因の改善に向けた所有者に対する管理指導

#### ③ 環境美化の推進

自主的な清掃活動、空き地などの草刈、不法投棄対策の推進

## ■ 都市環境の方針

## Ⅱ 全体構想

### (12) 都市防災の方針

いつ起こるともしれない災害に迅速かつ的確に対応するための都市防災の基本的な方向性は次のとおり

① 河川管理の充実と浸水対策の強化

河川の適切な維持管理、二級河川や海岸区域管理者への浸水対策

② 海と空を活用した防災基盤の充実

白老滑空場線の整備促進

③ 総合的防災体制の確立

自主防災組織の結成促進、防災備蓄品整備、防災体制の充実

④ 災害応急対策の充実

自主的な避難や要援護者支援体制の整備

⑤ 防災教育の推進

防災教育の推進、防災意識の高揚、危機意識の定着と継続等

⑥ 災害に強いまちづくり

民間住宅の耐震化推進、相談体制の充実、公共施設の耐震化等

# 4 地域別のまちづくり方針

---

## (1) 社台地区のまちづくり

### ① 地区土地利用の方針

市街化調整区域における開発抑制、地域固有の自然や風土への配慮

### ② 生活環境の整備

国道、町道等の整備推進、公共下水道の整備

### ③ 自然環境の保全と活用

豊かな自然の保全と活用

### ④ 観光レクリエーションの拠点

軽種馬育成を活かした第1次産業と観光の結びついた観光情報の発信

### (2) 白老鉄北・森野地区のまちづくり

#### ① 地区土地利用の方針

JR白老駅北地区の整備、住環境の維持

#### ② 生活環境の整備

都市計画道路の計画的整備推進

#### ③ 農業の振興

生産基盤の整備、畜産物の生産

#### ④ 自然環境の保全・活用

豊かな自然の保全・活用

#### ⑤ 歴史・文化を大切にしたまちづくり

水と緑、歴史・文化のネットワーク形成

#### ⑥ レクリエーション空間の整備

文化・レクリエーション機能

#### ⑦ 良質な住宅・住宅地の保全・整備

公的住宅整備、公的住宅ストックの活用推進、住宅市街地の環境保全

### (3) 白老鉄南地区のまちづくり

#### ① 地区土地利用の方針

商業と住環境の維持

#### ② 生活環境の整備

都市計画道路の計画的整備推進

#### ③ 中心市街地の賑わいづくり

#### ④ 良質な住宅・住宅地の保全・整備

公的住宅の整備方針、公的住宅のストックの活用推進

### (4) 石山・萩野・北吉原地区のまちづくり

#### ① 地区土地利用の方針

商業と住環境の維持、工業地・港湾の土地利用

#### ② 生活環境の整備

都市計画道路の計画的整備推進、国道、町道等の整備推進

#### ③ 農業振興

生産基盤の整備、畜産物の生産

#### ④ 良質な住宅・住宅地の保全・整備

公的住宅の整備方針

#### ⑤ 工場等の生産機能の維持

企業立地の維持・促進、生産環境を保全する土地利用の誘導

#### ⑥ 公園や緑地など身近な緑の保全・整備

水と緑のネットワークの形成



### (5) 竹浦・飛生地区のまちづくり

#### ① 地区土地利用の方針

商業と住環境の維持

#### ② 生活環境の整備

国道、町道等の整備推進

#### ③ 農業振興

生産基盤の整備、農畜産物の生産

#### ④ 良質な住宅・住宅地の保全・整備

公的住宅のストックの活用推進

### (6) 虎杖浜地区のまちづくり

#### ① 地区土地利用の方針

商業と住環境の維持、学校の有効活用

#### ② 生活環境の整備

町道等の整備推進

#### ③ 農水産業の振興

生産基盤の整備、海産物の生産

#### ④ 良質な住宅・住宅地の保全・整備

公的住宅のストックの活用推進

#### ⑤ 公園や緑地など身近な緑の保全・整備

水と緑のネットワークの形成

# 5 計画を推進するために

---

マスタープランに掲げる12の部門別方針と6つの地区別のまちづくりを進め、基本理念に掲げる「持続可能な人とコミュニティがつながるまちづくり」を推進する。

## (1) まちづくりに向けた町の役割

- ① まちづくりについて考えるための情報の提供  
ホームページの活用、出前講座の実施
- ② 町民が参加する機会の創出  
管理・美化活動などの町民参加の推進、町民活動団体(NPO)への支援

### (2) まちづくりの展開のしかた

- ① 部門別取組方針で掲げる分野別基本計画を策定・実行し、マスタープランに沿ったまちづくりを展開する
- ② 地区別のまちづくり方針を基本とし、保全・誘導・整備手法の検討を図る

### (3) 計画推進体制

- ① 庁内の組織体制の充実  
行政内部における関係部局の連携・協力強化、地区別まちづくりを進めるための相談窓口(地域担当制)の検討
- ② まちづくりの支援の仕組みづくり  
自治基本条例に基づき町民参加の方法や町民主体のまちづくり活動への支援策を検討